

第 13 期 熱海市行財政審議会 第 10 回会議結果

開催日時	令和 6 年 6 月 11 日（火） 10 時 00 分～
開催場所	熱海市役所第 3 庁舎会議室
出席者	<p>【出席委員】石井委員・瀧野委員・原委員・田中委員・米山委員・當摩委員・湯山委員・椎野委員・内田委員・森田委員・中島委員・岸委員・佐藤委員・木暮委員</p> <p>【欠席委員】加藤委員</p> <p>【当 局】吉徳副市長、公営企業部長、下水道課長、下水道課経営企画室長、下水道課施設室長、水道温泉課経営企画室長、下水道課経営企画室主幹</p> <p>【事 務 局】経営企画部次長、企画財政課長、企画室</p>
会議内容	<p>1. 開 会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 審議「下水道使用料の改定（案）について」 （会長）</p> <p>今回は前回までの皆さんのご意見を取りまとめ、答申案のたたき台を作成しましたので、その答申案を審議すると、そこまで持っていきたいと思っております。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>それでは早速ですが審議に移ります。まず初めに、前回当局に説明をお願ひしていたものが 3 点ございました。1 点目は、今回の使用料改定を検討するにあたって、水需要に合わせた施設の更新をしていますが、具体的にはどのように建設改良を計画したのか。2 点目は、国の示す基準に基づいて一般会計が繰り出している金額がありますが、この具体的な国の基準について。3 点目は、中長期的な使用料改定の見込みについて。それに加えて、1 回目の時に、使用料の支払いを隔月にして、経費節減の努力をされると説明があったかと思ひますが、支払いをする市民にとっても具体的にどのような影響があるのか。このあたりの説明がありませんでしたので、もう少し詳しくご説明をお願ひしたいと思ひます。3 点に 1 点加えてお願ひしたいと思ひます。それでは、下水道課長お願ひいたします。</p> <p>（下水道課長）</p> <p>ただいま会長よりご指摘いただきました点について説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1 点目のご指摘、水需要に合わせた施設の更新として、どのように建</p>

会議内容

設改良を計画したのかについてです。本日配布しております資料 2 をご覧ください。はじめに、下水道事業を行っていくにあたり、基本となります下水道基本計画について説明させていただきます。

公共下水道事業の実施にあたりましては、概ね 20 年後を想定した長期的な計画となる「基本計画」を定めております。この基本計画については、前は平成 14 年 3 月に策定し、平成 32 年度までの計画としておりましたが、人口減少を見据え、平成 26 年度に見直しを行っております。変更の内容といたしまして、1 点目は「下水道整備予定区域の縮小」です。計画人口として、平成 14 年の時の計画では 50,000 人としていたものを見直しにより 28,000 人に変更するとともに、計画区域につきましては、1,175ha としていたものを 1,041ha へ変更しております。

2 点目に、「区域縮小や人口減少を反映した流入予定水量の見直し」として、計画汚水量について、65,000 m³から 45,000 m³に変更しております。また、3 点目といたしまして、現処理場・水処理棟に隣接する下水道施設用地への C 系水処理棟の増設を不要と判断するとともに、適切な維持管理により現有施設を長く使用することとしております。

次に「下水道事業経営戦略」についてですが、令和 5 年度経営戦略見直し時に、今後 30 年間の予定事業を洗い出し、各事業の事業費を算出しました。基本的な考え方としまして施設の老朽化や強靱化を優先し、現時点で必要な対策のみを計上しております。この経営戦略に計上されていないものとして水処理棟の建て替えや処理場・ポンプ場の津波対策など、ここにいくつか記載しておりますが、これらは今後ストックマネジメント計画の見直しなどの際、精査してまいります。

次に項目ごとに、どのような考えのもと、建設改良を計画しているのかについて説明させていただきます。まず面整備・未普及対策についてです。この対策に関して国は、令和 8 年度までに汚水処理を概ね完了するよう全国の自治体に要請しております。これを踏まえ熱海市では、「汚水処理整備計画」を策定し、汚水処理人口普及率 80%を目標と設定し、下水道の未整備箇所を整備してきたところです。平成 30 年から令和 4 年までの平均で、年 6,100 万円をかけてきましたが、費用対効果の高い箇所のみ整備していく方針とし、令和 7 年以降は 3,300 万円に費用を抑えております。

次に老朽化対策についてです。老朽化対策につきましては、令和 3 年度に、令和 4 年から令和 8 年までを計画期間とするストックマネジメント計画を策定し、計画的・効率的な改築を推進してきました。また、この計画策定にあた

会議内容

っては、中長期の計画では①標準耐用年数で改築した場合と、②事前に施設の状態を調査・診断し、劣化の進行した設備を、優先順位をつけて改築した場合を比較するとともに、施設を標準耐用年数で更新するのではなく、目標耐用年数を定め、施設を長く使うことで改築費用を抑制する考えでございます。ストックマネジメント計画の短期計画として、四角の中になりますが、管路施設については、下水道管の調査を実施し、診断のうえ劣化の進行した管のみを改築することとしております。また、処理場・ポンプ場については、機器のダウンサイジングや省エネ機器への更新のほか、実際の流入予定水量を設定し、過剰な設備改築を抑制していく方針となっております。

地震・災害対策については、令和4年度に策定した総合地震対策に基づき、耐震化を進めていきます。処理場に関しまして、耐震診断・詳細設計ののち耐震化工事を行います。令和11年から13年にかけてA系水処理棟、令和14年から16年にかけてB系水処理棟、令和17年から汚泥処理棟の工事を予定しているところです。建設改良計画については以上です。

次に2点目のご指摘、一般会計繰出に関する国の基準について説明いたします。資料3をご覧ください。こちらは毎年、総務省から発出されている「地方公営企業繰出金について」という通知のうち、下水道事業に係る部分について抜粋したものととなります。下水道事業では14の項目が示されておりますが、このほか児童手当に係る項目も該当する場合があります。現在の熱海市下水道事業では4つの項目が該当となり、加えて児童手当の項目が該当となる見込みです。資料に下線を引いてあります項目が、現在熱海市下水道事業で該当する項目となります。

1つ目が、「2 分流式下水道に要する経費」です。減価償却費や企業債支払利息のなど資本費の一部について繰出されるものです。

次のページになりますが、2つ目が、「4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費」です。予算で言いますところの処理場費の一部について繰出されているものです。

3つ目が、「5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費」です。予算で言いますところの「管渠費」の一部について繰出されているものです。

4つ目が次のページの中ほどになりますが、「下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費」です。こちらは該当する企業債の借入れがされた場合に該当し、現状では令和10年度に償還が完了する企業債が残っています。

このほか、「地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費」については、該当職員が在籍した場合、繰出しを受けております。

これらの額は、実際にはその年度の状況により上下いたしますが、現時点の試算として、年あたり約1億円程度の繰入と試算しています。繰出金については以上になります。

次に、中長期的な使用料の見込みについてでございます。こちらについては特に資料はございません。市では毎年、市議会に予算・決算のご審議をいただく際、この先10年も含めた財政計画をお示ししております。直近では、本年2月の市議会において、令和6年度当初予算をご審議いただいた際、令和15年度までの財政計画をお示ししました。下水道事業は、令和7年度、令和11年度、令和15年度と、4年ごとの使用料改定を予定し、その見込みを令和7年度は12%、令和11年度は17%、令和15年度は12%と説明をさせていただきました。議会からは改定率を抑えるよう要望され、令和7年度の改定率を11%として、本審議会にお諮りをいたしましたところでございます。なお、令和10、11年度以降の改定率につきましても、引き続き精査をし、可能な限り抑制に努めて参ります。

続きまして水道料金等の徴収方法の変更につきまして説明させていただきます。こちらのA4の横の資料をご覧ください。資料4をご覧ください。まず資料1枚目「(1) 水道料金等の徴収方法の変更」についてです。上段には徴収方法変更の背景を記載しております。社会経済活動、全般的なデジタル化推進の流れと、それに伴う事務の効率化・合理化のため、公金収納事務においても見直しが行われることとなり、令和6年度から指定金融機関における窓口収納手数料が有料化されることとなりました。下段の表をご覧ください。赤字で表示しております、窓口収納手数料ですが、令和5年度は無料でしたが、令和6年度は有料となり、1件あたり60.5円となっております。また、令和7年度につきましては、現在金融機関と交渉中のため、未定ではありますが、330円が予定されている状況です。

次のページをお願いします。徴収方法の変更のイメージとして、水道料金口径20mm、2カ月分の使用水量が41m³で計算した場合のイメージ図となります。ページの左側、現行の「毎月徴収」では、2カ月に1回の検針により算定した使用水量を等分し、3月と4月の2回に分けて徴収しますが、ページ右側の「隔月徴収」では使用水量は等分せず、4月に1回、徴収するかたちとなります。なお、下段の表の3行目「支払合計額」に5,905円と表示しておりますが、徴収方法を隔月徴収に変更しても支払額に変更が生じるものではありません。また、支払合計額の下の方に納付書到達日から納期日とありますが、毎月徴収の場合、10日程度とありますが、上段の表の3月分でみますと、3月

に検針後、納付書を 20 日前後に市から送付しますが、3 月末の納期となりま
すため、納付書到達日から納期までの期間が 10 日程度と短くなっておりま
す。一方、隔月徴収にした場合、納期は 1 カ月先に延びますため、納付書到達か
ら納期日まで余裕が生まれるかたちとなります。

次の 3 ページをご覧ください。徴収方法毎にメリット・デメリットを「行
政側」の立場、「使用者側」の立場、それぞれの視点でまとめたものです。ペ
ージ右側の隔月徴収の欄をご覧ください。「使用者側」で比較しますと、先ほ
ども触れましたが、メリットとして、納付書が到達してから納期日まで、期間
に余裕が生まれるということが挙げられます。一方デメリットとしましては、
1 回あたりの支払額が多くなり、負担感が大きいということが挙げられます。
次に行政側の比較ですが、メリットとして、コスト及び人的作業負担の軽減が
挙げられます。デメリットとしては、納期が 1 カ月遅くなることによる資金
不足、滞納件数増加の懸念が挙げられます。隔月徴収に関し、使用者側のデメ
リットである「負担感が大きい」ということも十分考えなければいけない点で
はありますが、行政側のメリットにあるコストは水道料金等に影響するため、
今後の使用料改定率の抑制という観点ではメリットがデメリットを上回ると
考えております。

次の 4 ページ目をご覧ください。上段左側の表は、本年 4 月時点の収納件
数の状況となります。またその右側には、左側の表に対応する、それぞれの手
数料単価を記載しております。下段には「料金等収納手数料の推移」を示して
おりますが、これは上段の収納件数に、右隣の「手数料単価」を乗じ、さらに
12 カ月を乗じた金額を表したものとなり、毎月徴収の場合の年間手数料とな
ります。なお、表下に米印を付けておりますが、令和 6 年度の口座振替手数
料は、静岡、スルガ、三信のみ 22 円で計算しております。また、令和 6 年度
の窓口収納手数料は、静岡と三信のみ 60.5 円となっている状況でございます。
なお、令和 7 年度の窓口収納手数料は、現時点で未確定となっておりますが、
全ての金融機関が、現時点での最高提示単価であります 330 円を適用した場
合を想定して試算しておりますので、ご承知おきください。赤字で示してあり
ますが、令和 7 年度を見ますと、毎月徴収の場合の収納手数料は 2,233 万余
円となっております。これを隔月徴収にした場合、1,116 万 5 千余円と 2 分の
1 に抑制可能となります。一番下の県内 23 市の徴収方法の状況ですが、隔月
徴収をしているのは 21 市、毎月徴収をしているのは当市を含めた 2 市という
状況となっております。

最後のページをお願いします。最後のページは、水道料金及び下水道使用料

改定による値上げ額と金融機関窓口収納手数料を比較したものです。窓口収納手数料が料金改定値上額を上回っている箇所もあります。金融機関における窓口収納手数料の件数は、全体の 16%という割合ではありますが、コストや将来の改定率抑制の観点から、隔月徴収についてご理解いただきたいと思っております。なお、隔月徴収については、9月議会定例会へ条例案を上程し、議決を得られた場合は、令和7年度から徴収方法を変更できるよう準備をすすめてまいりたいと考えております。説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。ただいま当局より説明がありましたが、今の件につきましてご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(委員)

前回質問させてもらって、それで今回資料3の繰出金についての説明資料をいただいたんですけど、これ法的にこういうルールになってますよという説明ですよ。私前回聞いたのは、それも大切でしょうけど、それに則って約1億円繰り出そうとしている、その数字を知りたいって言ったんです。国の法に則って算出して、もうちょっとここの数字がいじることができれば、1億円が1億1,000万円ぐらにならないかなという単純な思いがあって、それで算出根拠を示して欲しいって言ったんですよ。そうじゃないと今日の資料だけ読み込んだって、1億円が妥当かどうかって、それは行政の人がはじいているから間違いないって言われればそれまでだけど、我々はその根拠がわかりません。まずそれが1つ目。それともう一つの料金改定の、これはまた次にします。

(会長)

今の点についてどうでしょうか。

(下水道課長)

すいません。ただいまご指摘のありました1億円につきましては、ちょっと算定資料は本日お持ちしておりませんでした。申し訳ございません。また、資料としてちょっと作りをしてお伝えをさせていただきたいと思っております。

(会長)

次回ということで。それでいいですか。

(委員)

延びちゃうだけです。

(委員)

1点だけ質問をさせていただきたいんですが、資料2で将来的な計画につい

て説明をいただいたのですが、現在の計画は平成 26 年度の基本計画で、この内容は 2 万 8,000 人の 1,000 ヘクタールということで、予定水量が 4 万 5,000 m³。いわゆるストックマネジメントを何回か重ねた結果、処理場については 4 万 5,000 m³のところ 2 万 5,000 m³で、いろんな施設整備計画をされているということですが、これ実際には計画人口とか計画区域は 2 万 8,000 人と 1,000 ヘクタールのまま、実際の水量としては 2 万 5,000 m³で十分という理解でよろしいのでしょうかね。

(下水道課長)

事業計画上はおっしゃる通り 4 万 5,000 m³ということで変更はなく、施設の改修、改築等に伴って、それをするにあたっては、2 万 5,000 m³ということ想定して改築をしていくという形となっております。

(委員)

はい、わかりました。であれば今すぐということではないんですが、基本計画も見直して変更されてもよろしいのかなというふうには思いますので、ご意見として述べたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

委員よりご意見がありましたので検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(委員)

もう 1 点質問ですが、水道料金の徴収方法、下水道料金も含めてということですが、毎月から各月にするというので、これによると、雑駁に言うと 1,000 万円縮減できますよということ、この縮減額っていうのは今回の料金改定に含まれているということ、よろしいんですね。

(下水道課長)

こちらにつきましては、令和 7 年度 330 円と提示されている金融機関がありますので 330 円で試算をしておりますけれども、他の金融機関につきましてはまだその辺が決まっていない部分がございますので、この 330 円というのは未確定の状態となっておりますので、予算等に現時点で反映しているということはないものです。ただ今後、330 円となる状況が想定をされます。今後の話し合いにもよるんですけども、値上げされている状況というのは全国的な流れとしてありまして、こうした金額設定がされていくだろうと思われま。そうしたときに隔月徴収にすることで、費用を抑えられるといったことが考えられますので、今回あくまで試算ではあるんですが、今後の経費削減のためにこうしたことをしていきたいということでございます。

(委員)

わかりました。ということは令和7年4月検針分、1年後ということですので、今回とは別に次回、そのぐらいの時に何らかの形で反映できるということで理解いたしました。

あともう1点ですが、この収入方法で口座振替にすれば一番事業者としてはメリットがあると思うんですけども、今大体確か70%ぐらいが口座振替ということで、これに対していわゆる納付書を発行するとかそういうことじゃなくて口座振替にするような、なんというか啓蒙活動とか、そういったことはされているのかなということが一つと、自治体によっては口座振替をすることによって50円とか100円とか減免をするような自治体もあるんですが、その辺の状況について熱海市におかれてはどのような形か教えていただければと思います。

(下水道課長)

ご指摘の通り、口座振替に移行するとなれば双方にとって、口座振替にすることによるメリットというのがあると思いますので、口座振替についての勧奨といいますか、そうしたものはしていきたいと考えております。口座振替にすることによります減免につきましては現在熱海市においては、特にない状況でございます。

(委員)

わかりました。そういった取り組みをしているところもありますので、その辺は他自治体の状況を調査して、もしそういうことをすればこの70%が80%とか90%なるような見込みがあるのであれば、取り組んでみてもいいのかなというふうには思います。よろしく願いいたします。

(公営企業部長)

補足でちょっと説明させていただきます。まず口座振替の70%、他市に比べると多分ちょっと低いのかなという気がします。これは一つに、熱海市の別荘という特性がございまして。なかなか都市銀行さんの方をお願いに行っても、けんもほろろに断られるというのが実情でして、過去に5年ぐらい前に1度、都市銀行さんにいろいろアンケートをとったんですが、やはりちょっと難しいと、件数も少ないのでということで、お断りされているという状況もございます。熱海市においても過去に口座振替の方、確かに今委員おっしゃった通り、50円引いていたことがあったと思います。これも毎月毎月やっているの、その分、50円とはいえ、収入の面で影響をおよぼしてきますのでこれを一度取り止めたという経緯がございまして、これをまた復活するというのは

なかなか正直収入の面を押さえられてしまうので、ちょっと難しいのかなど。近隣も一応調べはしますけれども、一応はあまり全市的に考えるというのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

(会長)

口座振替の推進というのはよくいろんな場面でやっていますよね。どうですか。

(公営企業部長)

私ども窓口業務に関しては民間委託をかけています。その時に必ず開栓の申込みに来た方には、口座振替いかがですかというお声がけはさせていただいております。ただ、先ほども申した通り別荘の方がかなり多いので、これはなかなか難しいハードルだなと。そのためにコンビニ収納、こちらもやって何とかそちらの方でも利便性をよくという形で、使用者の皆さんができるだけ速やかに納付ができるような形で、できるだけ滞納にいかないような形をとるのが今の方針です。

(会長)

推進についてはそんなことで。他にご意見等ございますか。ございませんか。

それでは、今日の一番メインになります答申案の審議に移ります。お手元の答申案につきまして、資料 5 があります。前回までの皆さんのご意見を取りまとめて、答申案のたたき台を作成したものでございます。なお、改定率については一旦諮問のままで作成しておりますので、ご承知おきください。答申案について事務局から説明を受けた後、皆様よりご意見をいただきたいと存じます。事務局、説明お願いいたします。

(企画財政課長)

答申案につきまして当日配布となつてしまい申し訳ありませんでした。まず、委員の皆様にご答申案全体の流れをイメージしていただくため、答申書の構成につきまして説明をしていきます。冒頭の、「1. 答申」についてですが、ここは本審議会における結論がまず述べられております。お示ししております答申に記載されている内容は、仮に諮問の内容に沿って 11%の改定を行うべきとした場合を仮定して作成しております。

次に、「2. 答申理由」についてですが、ここは現在の下水道事業を取り巻く環境や今後の課題等につきまして、下水道事業の担当課より前回までの審議会の中で、資料でお示しし、また説明させていただいたものを集約した文章となっております。審議会としてこれらの現状を共有した上で、結論を導き出すとする流れとなっております。

最後の、「3. 付帯意見及び要望事項」についてですが、答申に当たり、下水道事業の運営等に対し、これまでの審議会でもいただきましたご意見、アドバイスについて業務に反映し実践していくことを求めるものとなっております。以上が全体の構成となります。確認の意味で全体を朗読させていただきます
(答申書朗読)

これらのうち本日の議題とし、委員の皆様から意見の集約をいただきたい部分は、1及び3の項目についてと考えております。もちろん、2の答申理由にも不足があると思われたらご意見をお願いします。お示ししております答申案の1及び3の項目に記載されている内容は、諮問の内容に沿って11%の改定を行うべきとした場合を仮定して作成しております。あくまでこれはベースの一案であって、本日の審議会でのご意見等を集約し、答申案の修正をさせていただくイメージでおります。答申案の説明は以上となります。

(会長)

当局より答申の案が出されておりますが、今の説明を聞きましてご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(委員)

一番初めにいただいた資料の第5章、令和7年度からの使用料体系というところで、10 m³以下と20 m³以下ってこれ2種類に分かれていると思うんですけど、この売り上げ比率はどのくらいあるんですか、全体で。値上げは仕方がないにしても、やはり弱い方を守るということで、この辺の20 m³以下ぐらひは特段の配慮が要るかなというふうに思って、ちょっと質問でございます。それからもう1点は、単一に何%上げるということだと、大有収水量の方はとんでもなく将来高くなってしまって、下の方ととんでもない格差がついてくるということ、今後、一律何%という上げ方は、例えば旅館だと簡単に2,000 m³、3,000 m³行くと思うんで、これ一気に何十円という上がり方になってしまう。一方下の方は10円程度ということなので、その辺も今後は値上げの仕方にぜひ配慮を少しいただきたいというふうに思います。お一人で住まわれても10 m³以下ってのは多分これおそらく使っていないおうちだと思います。使ったら日常生活をしたら10 m³以下って1ヶ月ってことありえないので。ですからお一人で、例えばおうちにいらっしゃるおじいちゃん、おばあちゃんのお一人の方でまず頑張っても20 m³、この辺の方は特段の配慮が要るかなというふうなことがありましてちょっと質問させていただきました。

(下水道課長)

決算数値としてはありますけれども、ちょっと本日お持ちしておりませんで

した。すいません。

(委員)

そうですか。例えば 20 m³ですと、1 m³ 3 円上がりますから、月額 60 円のアップってことですよね、単純計算で。我慢と言えば我慢だけど、それでも 60 円が貴重だというご意見があればね。この辺の使用水量が全体として比率がすごく低ければ、この辺は基本料だけの値上げに抑えて、水量の加算をしないと。あと大きいところはそれぞれご商売ということですから、多少こういうことでしたら我慢をして受入れると。これを申し上げたかったんですけどもよろしくをお願いします。

(会長)

当局の方、今ご意見ということでした。

(委員)

全体として 11%、これ財布の中でということですが、最後のページの別表、ちょっと計算してないからわからないんですが、これ一律 11%にしたのか、それともここに振り分けるにあたって何かいろいろなことを検討して、例えば 20 m³までの人は 3 円で、1,000 m³の人は 20 円とかその辺はどう落とし込んだのか、ちょっと説明していただければ皆様ちょっと納得がいくのかなというふうには思います。

(下水道課長)

今回の使用料改定につきましては各区分がありますけれども、それごとに算定したのではなく、平均 11%ということで、すべての項目について 11%という形での改定を考えております。

(会長)

他にどうでしょうか。リモートにちょっと慣れていませんで、委員にこれまでのご意見を聞かなかったんですが、これまでも含めて、今の答申案のことにつきましても、何かご意見がありましたら、よろしいでしょうか。

(委員)

発言の機会をいただきましてありがとうございます。まず、事務局からいただきました答申案につきましては、非常に重要な論点をしっかりと整理されたものかと思っております。まず、基本的には市民に対する下水道のサービスを守るという視点で、一言、持続というところに形容詞、副詞的に入れてもらえると住民の皆さんにわかりやすいのではないかという点を私から提案申し上げます。さらに 2 点目ですけれども、先ほどから今回の平均改定率に対しまして、一般標準世帯、或いは少量の主要世帯と大口の方々のバランスの問題が

あろうかと思えます。このような点については、やはり非常に重要な論点かとは思いますが、ただ、最近の傾向を鑑みると、大口の皆さんの負担というものがやはり実際の実額としては大きいという点。このようなことを、観光地熱海市としての産業構成から考えると、やはり一定程度は一般の市民の皆さんにもご負担いただかなきゃいけないのではなかろうかと思っております。確かに経済環境としては非常に厳しいとは思いますがけれども、あまり実際の実額としては、もう少し、厳しいのではありますけれども、ご負担いただくとともに、健全な下水道を守ることによって熱海市全体が発展していくという道がよろしいんではないかと思えます。以上私から意見としてお伝えしておきます。

(会長)

ありがとうございました。今、委員のお話にもありましたことについても、委員の方ではそういうお考えですが、その辺も当局の方で検討していただきまして、またお願いしたいと思えます。

(委員)

私は以前の会議でも指摘してきているように、この 11%を下げられないかという立場で質問したり、教えてもらったりしてきています。だから、この 1 億円云々について、これに余裕が出るのであれば、11%が 10%になるんじゃないかという理屈。だから、前回聞いて、今回この条文というか理屈で説明を受けたって、そこは僕の中では解決しないと、次回示しますって言われたって、今回はもう答申だね。そういうやり方はおかしいと感じた。

(会長)

いや、答申はまだです。今回のこの話し合いによって。

(委員)

そういうことならば、僕はこの 11%下げるにこだわりたい。たとえ 1%であっても。先ほどの手数料、納付を 1 か月から 2 か月にすると 1,000 万円ちょっと浮く。だけどそれはまだ反映されてないというお話を聞いた。そこに 1,000 万円出てきそうだなとか、説明を聞いてそう感じた。こだわりたいんだよ、その 11%でよしとすることに熱海市民としてね。たとえ 1%でもそういうところを探すことが、そのための審議会じゃないのかなと思っているんですよ。だからルール分について余地がないのかなという視点になっている。

もう一つは、ついでだから言わせてもらうけど、この資料 5 の 3 (6) ですかね。今、前段でしゃべらせてもらったことに関係するかもしれないけど、ここで付帯意見として、「一般会計と協議するよう努められたい」って、11%に決まった後に一般会計と協議するよう努められてきたって 4 年間何もならな

いんだよね。屁理屈かもしれないけど。だから粘っている。意見付けたけたっ
ていうだけで付帯意見はこれで終わっちゃうんだもん。

それと最後に一つだけ、意見になるかもしれないんですけど、3(2)に「下
水道使用料にあたっては、使用料改定の有無にかかわらず下水道事業の状況に
ついて当審議会に報告すること」。これありがたい文言だと思うんですよ。な
ぜならね、料金を値上げしたいというときにはこのように審議会開いて意見を
聞いていただける。だけど、料金を見送るときに審議会なんて開かないもんね、
今までに。それって市民からするとおかしいじゃん。上げるときだけ人の意
見を聞いて、本来上げる予定だった計画の時に上げないっていう決断を市がし
ようとした時に意見を聞かないのはどういうわけかって言いたくなる。以前に
もらった説明資料の確か11ページあたりには4年ごとに見直すこととしてい
ますって書いてある。だけどその9ページから10ページにかけて、この表を
見ると平成21年度に8%アップしたけど、平成25年と平成29年と。令和3
年は見送りをしている。資料に矛盾があるなと思った。見送りになっている経
緯は知っている。だから僕の理解というか思いは、当局側の事務方は、毎回毎
回4年に一遍料金を見直すことが大切だというふうに思っていると、その方
が値上げされる側の負担感が抑えられるから。だけど為政者は、このように
様々な事情を挙げて見送りをしてきたと。結果、今回、12%とか11%とかつ
ていうところの議論になってくる。毎月下水道使用料の請求が2ヶ月に一
度になる時のデメリットとして説明で、負担感が大きくなるっていう、その通
りだね。我々市民にとっては感じ方、下水道使用料に限らず水道料金も含めて、
税を納めるというこの時の負担感っていうのがものすごく大切なんだよね。大
切っていうか。大きいんですよ。同じ料金を払わなきゃいけないのは当たり前
で、自分たちが住んでいる街のために運営するために税が必要だっていうの
は、使った分についてお金払うというのは当たり前のことだけど、その時の負
担感というのが、毎日この街で生きている我々にとっては大きな問題なんですよ。
だからそこ当局の事務方の方はわかってらっしゃると思うから、4年に一
遍の改定は大切な議論の場ですよというふうに書いてあるんだよね。だから何
を言いたいのか、その通りやって欲しいってことだ。ということをもう何回も言
ってきた、いろんな場面で。だけど為政者は都合のいいときに上げないんだよ。
その挙げ句の果てに今回だね。だから、すんなりと、はい、わかりました、11%
いいじゃないですかと言いたくないんだよ。どっかこじあけてでも、1%でも
下げた答申をできないかなって私は個人的にずっとそう思っているんです。

(委員)

参考までにざっくりでいいんですけど、11%を10%にした場合、収入は1%でどのくらい減るんですか。

(下水道課長)

現在下水道使用料収入というのが約10億円になりますので、1%という形になりますと約1,000万円という数字になります。

(委員)

今10億円で11%上げると、11億1,000万円ぐらいになるっていう認識でいいですか。それを1%減らせるから1,000万円ぐらいっていう。でもたまたま1,000万円出てきちゃったんだけど、帳尻合っちゃいますか。

(公営企業部長)

今おっしゃっているのは多分手数料との絡みだと思います。手数料は今後増えるであろう金額を想定しているんです。それを私どもも簡単にしようがないねではなくて、この増える額を少しでも抑制したいというのが今回の隔月徴収のお話になります。これは将来的に1,000万円上乘せになってしまう。ただ、それを毎月徴収にすると2,000万円上乘せになってしまうので、そこを少しでも将来の負担を減らしたいということで隔月徴収に変更させていただきたいという考えです。

(会長)

たくさんのご意見が出ました。先ほど委員がお話になった、4年ごとの見直しも、水道料金の場合も、その間改定がなかったんですね。そのときの審議会でも、間がなくて、急に改定という話がある。それはちょっと違うねという話で、前の水道料金のときにも、こちらの審議会の意見として出ていると思います。それは大変、皆さんが思っていることは同じだと思います。それをぜひ尊重していただいて、今後の審議会、それからこういう値上げ問題については、過程も大事にしていただきたいということはぜひ一つの意見として取り上げていただきたいなと思います。

それと先ほどいろいろな方の意見が出たことについて、答申案について少し当局の方でも練っていただいて、次回の審議会に提案していただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

一つよろしいでしょうか。支払い方法ですけど、窓口支払いってありますね。これが今回非常に高くなるということで、特にこの少ない立米の方は手数料が値上げを上回っちゃうんですね。これはやっぱり問題だと思うので、この窓口支払いというのは熱海で何ヶ所あるんですか。

(公営企業部長)

窓口支払いにつきましては当然のことながら、私どもの庁舎で受け付けている分、それと銀行さんで納付書で納めていただく分、これが窓口支払いという扱いになっています。ですので、何ヶ所というよりも銀行さんに行っていただいて納付書で払っていただくとその分が手数料が高くなってしまうということです。

(委員)

これ思い切って口座振替とコンビニのみにできないんですか。もちろんちょっと乱暴な意見だとは思いますが、窓口支払いを廃止しちゃうと。コンビニは銀行以上にたくさん数ありますし、原則口座振替できない方はコンビニと、この二本立てでも生活上は困らないのではないかなというふうに思っているんですけどいかがですか。

(公営企業部長)

確かに今委員がおっしゃられる通り、私どもも今後の支払い方法、これを検討したときにそれも一つ考えの中にあるのではないかというものは出ました。ただ未納者の方、これがどうにもうまくいかない。その都度、その都度コンビニの納付書がうまく発行できないというその辺のシステム改修の関係もありますので、その費用対効果、これを今後、どういうふうにしていったらベストなのかというところは模索していきたいというふうに考えております。

(会長)

今後という言葉がいろいろ出ましたけど、それ具体的にこの経過の中でまたご説明願えるとありがたいなと思います。確かに 330 円は大きいですね。値上げの問題等も含めてね。そのことについてはぜひお願いしたいと思います。

委員、今の手数料の問題についてはいかがでしょうか。

(委員)

まず徴収についての問題ですけれども、一つはやはり下水道使用者の利便性をいくつか選択肢として確保していくという点があります。それともう 1 点、事務局から説明があった通り未納者に対する対応が、収納問題という点では、今のところ、水道と下水道を必ずしも一体に対応できないという法律上の債権管理の問題がありますので、こうしたところは今後の当局、そして市の対応を少し進めてもらうということを強くお願いをしたいと思っております。

(委員)

答申案 3 (6) の一般会計と協議するようというところですが、前回私も

ちょっとお願いをして、一般会計の方から繰り入れできますかっていうお話をしたんですね。今回できるかできないかについて回答しますと言ったのに今日その回答はなかったんですね。その時に言ったのは一般会計が法律で決められているけれども、それがすべてではないということだから、今回については物価高が一般市民のところも非常に大きいから負担を軽減するのに、2桁アップを1桁にさせていただくのに一般会計から繰り入れすることはできませんかってこういう質問をしたわけなんですね。それについて今一切回答がなかったわけですが、この6番目を見ると一般会計と協議するって書いてあるが協議なんかしないでしょう。これはここに書いてあるってことは、この次のときは一般会計の方から繰り入れ、この間質問したときにも言われたのが、公的に決まっているからこれ以上はなかなかできませんという回答だったのに、これを見るとできるように思うんだよね。だから、これについてはちょっと私とするとまやかしかなあというふうに思って、あくまでも市民の方々に何かあったときに一般会計から繰り入れしますよっていうことを暗にこれは言っているだけのことなのかな。実効性がないのに果たして入れるのはどうなのかなっていうことでちょっと質問させていただきました。

(企画財政課長)

ご指摘の3(6)ところですが、公営企業会計の方も常に毎年収入、支出が安定しているわけではないということは説明があったと思います。その際に年度間でひょっとしたら赤字になってしまうっていう場合もあると思います。こういったときに、一般会計の方から出せるか出せないか。例えば災害とかがあったときに、その年度にどうしても緊急的に補修とか、そういったところで経費が出てしまう。こういったものは、公営企業の通常の努力をもってしてもやはり賄いきれない、これを市民に転嫁してしまうのはどうかというところも公営企業法の中の趣旨としては一部含まれているところがありますので、こういったところは協議をしてもらって、繰り出せるものは繰り出すっていうところの意味で書かせていただいているというところです。

(委員)

その意味はよくわかりますけども、ここに書いてあるということとは、下水道使用料を上げることに對しての、これ附帯決議ということではないですか。今おっしゃっているのはそうじゃないですよ。いつでもそういうことがあったときに行く。これは当たり前のことであって、あえて書く必要ないじゃないですか。ここにあえて書くというのは、下水道料金の改定にあたってこれを一般会計と協議をしてそれでどうにかなるというふうに思っちゃうわけですよ。

だから今言われていることと、私が言っていることはちょっと違うんじゃないかなと思いますので。

(企画財政課長)

あともう一つすみません。ちょっとお伝えするところが足りなかったんですが、今日委員さんからもご指摘ありましたが、きちんと数字で示せということだったので、ちょっと遠慮させてもらったというか言えないところがあったんですが、基本的な考え方として、きちんとした将来的な設定というかそういったもの、今回、例えば諮問資料の21ページのところで、積算の根拠というものを示しているんですね。これは今までも有識者の方々にも説明というか、質問等していただきまして、かなりぎりぎりのラインまで切り込んできていると。本来、多少余裕目を見てもいいというところをかなり公営企業としてはぎりぎりまで切り込んできていると。そこで改定率をもってして公営企業の足りない部分というのを補うという形で、一般会計が下水道会計の場合は入るというイメージというかそういった形になっているんです。ですので、このラインがきちんとぎりぎりまでできているのかであるとか、そういったところをきちんと確認、コミュニケーションをとりながら公営企業に対して繰り出す金額というのが適正かどうかというところをきちんと話し合いのもとで決めていくと。こういったところも含んだ内容となっています。きちんと公営企業の方がぎりぎりまでやれていて、それを補う分だけ出しているのか。この理論がしっかりしていないと、下水道事業の場合は、処理区域と処理区域外というところがありますので、ここをきちんと我々の方にもコミュニケーションをとって精査していくということが大事というところでここを書かせられています。

(委員)

私もこの3(6)についてはちょっとグレーというか誤解を招いちゃうのかな、なんていうふうに若干とらえています。一般会計から公営企業の方に繰り出しがあるわけですが、その繰り出し財源は都市計画税じゃないですか。都市計画税の中に道路とか公園とか、或いは水道、下水を整備するというような目的、いわゆる目的税になっていると思うんですが。ということはあえて協議も必要になるのかもしれないんだけど、都市計画税の持っている趣旨からすると自動的に公営企業に入ってくるんじゃないかなというふうに、ちょっと素人考えでとらえてしまったんですけどもその辺はどうでしょうか。

(企画財政課長)

委員のおっしゃる通り都市計画税が充当されるものです。ただ、都市計画事

業自体はいろんな、今おっしゃられたように公園事業であったりとか、区画整理は特にないんですけど、熱海市全体の中でそれぞれの事業の足し算の中で、その事業ごとに按分をした中で、この公営企業の下水道事業会計の繰り出しにどれだけ充当できるのかっていうのが、その都市計画事業の案分割合で決まってくるというところです。

(委員)

お話をわかりました。今回のケースのような場合、改定を要するような場合については、都市計画税の充当率を、充当率というか充当の額を上げて、そして繰り出してやるというようなお考えはないでしょうか。改定するときだけ。そうすると公営企業の方が助かる。助かるイコール市民の方も助かる、というような気がするんですけど、いかがでしょうか。

(企画財政課長)

おっしゃっていることもわかるんですけども、その前提としてですね。

(経営企画部次長)

すいません。前提として受益者負担というところの考え方があると思うんです。まず都市計画税の話をしてますと、都市計画事業に比べて、都市計画税の収入は少ないです。なので先ほど企画財政課長が言ったように、割合で街路とか公園とか下水道とか、必要な額に割合で都市計画事業に充当しているという考え方になります。

先ほど委員さんからも、一般会計からの繰出金を調整できないかという話で、ちょっと私も公営企業に行ったことはないんですけど、先ほど下水道課から資料3という国の考え方の資料、ここに下線を引いているものが何個かあるんですけども、2ページ以降のものは事務費とか経費とかで決まってきます。一番大きいところは、1ページ目にある分流式下水道等に要する経費。これが変動させられないかという、委員の趣旨だと思うんですけども、考え方からすると、まず下水道使用料が、ある程度原価が上がっている中で、費用がかかる中で、まず11%が当局の方では妥当ではないかということでもお示しして、そこで経営努力して賄えないものを、ここで一般会計として繰り出すという逆の考え方をしています。その辺で11%をご理解いただけないかということが趣旨だと思っていますのでよろしくお願ひします。

(委員)

まず、委員に乘せられているわけじゃないんですけど、1%で1,000万ですから、1,000万でしょ。何とかって感じしますよね。だってもう理由は、これだけ軒並み物価高で市民生活を脅かされているんだから、11%をそのままのむ

か、1,000万円をちょっと頑張ってやってもらって。市民生活を少しでも、軒並みの物価高の中で、水道上げなきゃいけないけど下水道、さりとて生活を守るために1%ダウンの10%くらいで、額的にも1,000万で、部長が大変かもしれないけど、捻出してもらってという感じがしますけどね。

(会長)

何か話がだんだん詰まってきたようですけど。

(委員)

1%だ、2%だ。そして繰出金とか、財源の話に今集中しているんですけども、私の気持ちは11%でもいいのかなと思います。私の気持ちは。なぜなら能登のことがあるからです。あれを見たときに、あの惨状を見たときに、トイレは使えない、水も使えない。熱海市の下水道管はどうなっているのかと。これを考えたときに、改定の率を先送りして後年度負担はまた高くなる。もし仮に、予想されるような大規模災害が起きたらどうするんだ。それ以上、倍々以上のお金がかかるわけですよ。ですから、逆に言えば早くその老朽化した管を整備して欲しいんです。これがやはり市民の皆さんとか、観光客の皆さんが、安心して過ごせるのかなと。そういう環境を市はつくって欲しい、それが市の責務だと思っております。すいません。話があっち行ったりこっち行ったりしちゃっているんですけど、財源の問題で、今集中的に話がありましたけど。別の面での私の願いです。

(会長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

下水道の料金については、下水道に該当していないお宅もたくさんあるってことなんです。これ使用者だけの問題で、例えば泉の奥の方なんていうのはこれ全然関係ない話で、それに市税を使うことについては当然異論がある方も出てくると思います。

これ1%のところ、多分ゼロにしろとかって話じゃないと思いますけども、1%だったら僕はのんで、委員に従いたいというふうに思います。というのは、それは1円でも確かに物価先行で給与が後追いなんです。だから今一番、タイミングをお願いするには悪い時期だと思います。この後は徐々に給与が追いつくことを願っていますけども。例えば11㎡から20㎡の方。この方が㎡で3円上がるんです。本当20㎡の場合は60円ということですから、これ10%にしてどうですかってことなので、この辺が一番やっぱりいろんな意味で大変な方で、それ以上の方というのはそれぞれの生活をなさっている方だとい

うふうに個人的には理解しているんですけども、1,000 m³以上というのは、もうこれは完全に業者ですよ。一般家庭には当てはまりませんから。この辺は我慢だなあ、しょうがない。宿泊料に乗せてくしかしょうがないと思うので。

ただ、弱者を保護するという点では少ない立米のところをどう配慮するか。おそらく委員の主眼もそこだと思うんです。稼いでいる業者まで断固下げろって多分言っていないと思うけど。

今言ったようにここまで差が開いてくると、将来同じパーセント率の上げ方ということについては、当然やっぱり異論も出てくると思います。上がり方が全然スピードが違ってきますので。ですから今回は11%で仕方ないのかなというふうな、私は理解しております。使っていない方が、加入率がまだ6割ぐらいでしたっけ全体で。7割ですか。3割の方が該当してないわけですよ。これをやっても。ですからそれに市税を、どこかで使うべきものをここに入れてくれることは。これが水道だったら全員該当しますから、もろ手を挙げて賛成って言うんですけども、下水道の場合はそういう問題もあるということは、やっぱり頭に一つ入れといた方がいいかなというふうに思います。

(会長)

今の話、委員。該当する地域がひとつ出ましたので、一言どうぞ。

(委員)

すいません。該当する地域の代表ということで、泉の代表で来ていますけども、泉地区の場合には、おっしゃった通り山間部の方は管路の整備がされていないものから入っていない方が多いです。あとは、そうは言っても昔ながらのくみ取り式じゃなくて、浄化槽で対応しているわけですけども。

それで、下水道の場合はやっぱり水道と違って、全員が加入しているというものではないので、公費とか一般会計から助成を入れるっていうのは、ちょっと首かしげる人も出てくるとは思います。

私も委員がおっしゃったように、地震とかそういう災害についての改善について、泉の場合は比較的、下水道工事が意外と早かったんです。だから多分、結構耐用年数に近い下水道の幹線があるんじゃないかなというふうに私も理解しています。それで、地形も山坂のところを入れていきますので、山の土砂崩れ、崖崩れとか地震とかで揺れて、管の間が空いちゃったら、そこから今度は汚水が出てきて、土砂災害に発展するような可能性もなくはないと思います。そういうところが一番懸念しているところですけども。水道も同じです。

ですので、そういう意味からいうと、そういう災害に強い下水道の整備に力を入れるためにも、若干の料金の値上げっていうのは、私は使用料払っていま

せんがしょうがないのかなというふうに思っています。

それともう一つは、泉の特性で言いますと、湯河原町の下水処理場を使わせてもらっているわけです。泉の方に説明するにあたって、湯河原町民の下水道使用料、それはこういう金額ですよと。ところが熱海市の泉が湯河原町の下水処理場を使っていると言っても、湯河原町の料金で払うわけじゃありませんので、熱海市の基準で払うわけですから、そこに若干のずれが出てくると思いますけど。その辺の説明を上手にしてもらって理解を求めるといいかなというふうに思っています。

(会長)

ありがとうございました。今、湯河原町との兼ね合いで一つ説明をということがありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員、伊豆山の方からもいいですか。

(委員)

伊豆山も浄水場はしっかりしたものはできているんですけども、残念ながらうちの方もちょっと高いもので、入ってないんですよ。ただ、やっぱり我々は入ってなくても浄化槽が年に1回清掃で、大体2万7~8,000円から業者によって3万円ぐらにかかっていますから、月平均で2,700円~2,800円、3,000円ぐらにかかっているわけなんです。ですから一刻でも早く、下水道にやっていただきたいという希望がうんと多いんです。ですからそれを市としてこの1円を有効に使ったりして、施設を追加してもらえればありがたいなと思います。こんなところですよ。

(会長)

泉、伊豆山と、通ってないけども今払っているというところの話が出ました。委員よろしいですか。委員どうぞ。

(委員)

先ほど委員の方から能登地震の話もありましたけれども、今まだ公共下水道もそうでしょうけれども、水道もまだまだ復興の妨げになっていて、復旧が遅れているということですので、もろもろ介護保険が上がったり、水道料金が上がったりということで、私たち市民の生活は大変だと思いますけれども、公共事業を、こういう時期ですので多少上がっても整備をしていただきまして、万が一地震に襲われた時にも、早い復興ができるような、そんな手だてを行政にしていきたいなとは個人的な意見ですけども申し上げたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。今大体お話を伺ったわけですけど、最後に副会長

さんよろしいですか。

これからまた私と副会長と、それから事務局で、今伺ったご意見についても
う 1 回討議しまして、次回それを最終的な答申案としてとらえて、短い時間
になるかと思いますが、次回審議会をもう 1 回開いて進めたいと思いますがよろ
しいでしょうか。

■一同

異議なし。

4. 次回開催予定

(会長)

ありがとうございました。それでは次回の審議会のスケジュールについて事
務局からお願いいたします。

(事務局)

はい。本日はご審議いただきましてありがとうございました。次回の審議は
6 月 18 日の火曜日、午前 10 時にこちらの会場で開催いたします。ご都合によ
りご欠席される場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。それでは本日はこれにて閉会いたします。
委員の皆様のご協力によりまして、いろいろな意見が出されたということで、
よりよい答申案を次回の審議会では提案したいと思っております。よろしくお
願いいたします。今日の審議感謝申し上げます。

5. 閉会